

飯塚市 IT 導入等応援補助金公募要領

事業の目的

新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響を乗り越えるために、生産性の向上や業務転換等に積極的に取り組む事業者を支援するため、飯塚市が指定する国又は福岡県の補助金の事業者負担を軽減します。

補助対象者

本事業の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1)飯塚市内に事業所を有する者であること。
- (2)令和3年度に、次に掲げる国又は福岡県の補助事業の交付決定を受けた事業者であること。

国や福岡県の補助事業

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【一般型（通常枠・低感染リスク型ビジネス特別枠）】

小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)【一般型】【低感染リスク型ビジネス枠】

サービス生産性向上 IT 導入支援事業(IT 導入補助金)【通常枠】【低感染リスク型ビジネス枠】

福岡県新型コロナウイルス感染症緊急対策中小企業経営革新実行支援補助金

補助内容

補助率：対象経費の1/2（学生を雇用する場合は2/3）※1,000円未満切り捨て

対象経費：国等の補助金額÷国等の補助率

提出書類

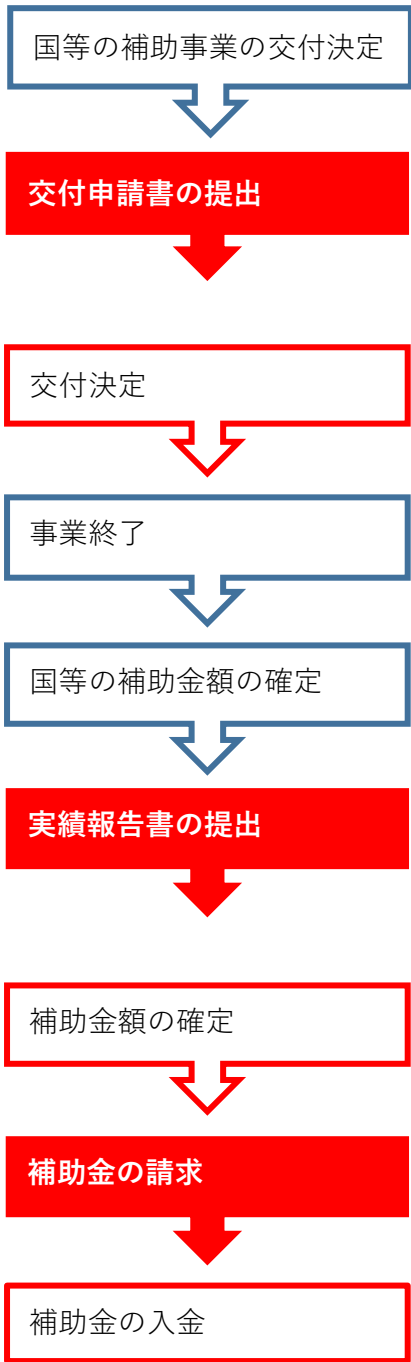
- ①交付申請書
- ②国等に提出した交付申請書類の写し
- ③国等の補助事業の交付決定通知書の写し

補助事業者の義務（交付決定後に遵守すべき事項）

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1)補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするとき又は中止、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書を提出し、その承認を受けなければなりません。
- (2)国等の補助金の額の確定通知書受領後、30日以内の実績報告書を提出しなければなりません。
※補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。

●補助事業の流れ



申請者は、国等の補助事業の交付決定通知書受領後、速やかに飯塚市へ補助金交付申請書を提出。
※予算上限額に達した場合は、その時点で終了します。

飯塚市は、補助金交付決定通知書を、申請者に送付。

国等へ実績報告書を提出。
国等の補助金の額の確定。（補助金の額の確定通知書受領）

申請者は、**国等の補助金の額の確定通知書受領後、30日以内**に飯塚市へ実績報告書を提出。
※定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。

飯塚市は、補助金確定通知書を、申請者に送付。

申請者は、飯塚市に請求書を提出。

飯塚市は、申請者に補助金を振込。